

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和3年度第3四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	舞洲工場クレーンバケット整備工事	機械器具設置 工事	舞洲工場	(株)福島製作所	12,408,000	令和3年10月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
2	東淀工場焼却設備中間点検整備工 事	清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	19,690,000	令和3年10月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
3	鶴見工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	200,200,000	令和3年10月21日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
4	西淀工場2号炉ボイラー設備緊急復 旧工事（その3）	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	2,090,000	令和3年11月2日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9
5	平野工場2号炉ボイラー設備ほか緊 急復旧工事	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング (株)	14,014,000	令和3年11月2日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9
6	舞洲工場1号炉ボイラー設備ほか緊 急補修工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	8,800,000	令和3年11月4日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9
7	平野工場クレーン設備修繕	機械器具設置 工事	平野工場	富士ホイスト工業(株)	1,430,000	令和3年11月5日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
8	舞洲工場2号炉ボイラー設備緊急補 修工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	14,630,000	令和3年11月12日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9
9	舞洲工場不燃性粗大ごみクレーン制 御装置修繕	機械器具設置 工事	舞洲工場	東洋ホイスト(株)	1,980,000	令和3年11月29日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
10	東淀工場アンモニア水供給設備修繕	清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	1,991,000	令和3年12月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
11	舞洲工場粗大ごみピット火災検知装 置放水制御盤更新工事	消防施設工事	舞洲工場	能美防災(株)	7,700,000	令和3年12月3日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
12	鶴見工場クレーンバケット整備工事	機械器具設置 工事	鶴見工場	(株)福島製作所	5,863,000	令和3年12月8日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和3年度第3四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
13	北港処分地廃水処理施設整備工事	機械器具設置 工事	北港処分地	(株)タクマ	16,500,000	令和3年12月9日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
14	平野工場1号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事（その2）	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング (株)	3,839,000	令和3年12月13日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9
15	舞洲工場DCS設備更新工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	237,600,000	令和3年12月15日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
16	西淀工場2号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	12,210,000	令和3年12月17日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9
17	東淀工場排ガス分析計修繕	電気工事	東淀工場	富士電機(株)	1,977,800	令和3年12月20日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
18	平野工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング (株)	385,000,000	令和3年12月24日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーンバケット整備工事

2 契約相手方

(株)福島製作所

3 随意契約理由

ごみ焼却工場のクレーンバケットは、ごみ貯留ピット内のごみの投入、積み替え、攪拌などを行うためのクレーン設備の主要部品で、じん芥用、灰用、粗大ごみ用がある。

各バケットは、予備機も含め年間を通じ過酷な環境で使用しながらごみ処理を安定的に行わなければならないことから、各部点検や部品交換など定期的な整備が必要で、今年度についてはじん芥用と粗大ごみ用の各1機について実施する。

当工場のクレーンバケットは、(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたもので、整備にあたっては設計当初の能力を回復させるとともにクレーン設備全体の性能についても保証させる必要がある。その条件を満たすのは当該バケットを設計・施工した(株)福島製作所のみであることから当該会社に随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場焼却設備整備工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 2号炉ボイラー設備緊急復旧工事（その3）

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

西淀工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから早急な復旧が必要であり、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

本設備は（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたもので、本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した（株）タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
（電話番号06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 2号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

平野工場 2号炉において、ボイラー設備閉塞ほかによる故障が発生し、2号炉の運転が不可能な状態となっている。

現在、他工場の整備工事等により当工場への搬入量も多いことから、現状のままではピット状況が悪化していき、当工場への搬入受け入れが不可能となる。

以上のことから、構成市全体におけるごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、緊急的に復旧工事を行うものである。

今回故障した設備は、J F Eエンジニアリング (株) において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事は、設備の特質を理論的、経験的に十分把握している必要があるため、設備を施工した事業者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体においても、一貫した責任と性能に係る保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは、本設備を設計、施工した J F Eエンジニアリング (株) に限られる。よって、J F Eエンジニアリング (株) と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場1号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。また、機械設備である給じん装置は、炉へごみを供給する設備である。

今回、ボイラー設備及び給じん装置が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修工事を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っているため、故障が発生し炉の運転が出来なくなった場合、可及的速やかに補修工事を行い炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性があり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要である。

本設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場クレーン設備修繕

2 契約相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

今回修繕を行う平野工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、焼却炉にごみを供給するじん芥クレーン並びに焼却灰の搬出を行う灰クレーンであり、24時間連続で稼動している。

本修繕は灰クレーンの遠隔操作無線機器が経年劣化により故障したため同機器の取替が必要となった。また、じん芥クレーンの遠隔操作無線機器についても同様に経年劣化していることから、取替を行う。

当工場のクレーン設備は富士ホイスト工業(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では対応が不可能である。また、修繕後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場2号炉ボイラー設備緊急補修工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修工事を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っているため、故障が発生し炉の運転が出来なくなった場合、可及的速やかに補修工事を行い炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性があり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要である。

本設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場不燃性粗大ごみクレーン制御装置修繕

2 契約の相手方

東洋ホイスト（株）

3 随意契約理由

当工場の破碎設備の一部である不燃性粗大ごみクレーン設備は、東洋ホイスト（株）独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当破碎クレーン設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、修繕後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は、東洋ホイスト（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場アンモニア水供給設備修繕

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、当工場のプラント保安用発電機の運転に要するアンモニア水供給設備の修繕を行うものであるが、この設備は日立造船株式会社が独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、修繕後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場粗大ごみピット火災検知装置放水制御盤更新工事

2 契約の相手方

能美防災（株）

3 随意契約理由

今回工事を行う粗大ごみピット火災検知装置放水制御盤は、24時間粗大ごみピットを監視し、ピット火災発生時には放水を行い、消火するための監視制御を行う設備であるが、老朽化が著しいことに加えてメーカーによる部品供給期間が過ぎていることから、更新を行うものである。

当工場の粗大ごみピット火災検知装置放水制御盤は、粗大ごみピット用に能美防災（株）において独自の技術により設計・施工されたものであり、同じく同社が設計・施工した、熱によりピット火災検知を行う発火監視装置と連携し、粗大ごみピットの火災の検知、消火を行うためのシステムを構成している。また、粗大ごみ処理設備全体を監視制御するDCS設備とも連携し、ピット火災時における放水を行うためのポンプの起動制御等も行っている。

今回の工事を行うに当たっては、本放水制御盤だけでなく連携するこれらの設備についても十分把握している必要があることから、本放水制御盤を設計・施工した会社以外では技術面での対応が不可能である。さらに、更新後の本制御盤を含めたシステム全体の性能・作動状態に対し、一貫した責任・保証を持たせる必要があり、これらの条件を満たすのは本制御盤を設計・施工した能美防災（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株)福島製作所

3 随意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場じん芥クレーンバケットは、焼却炉にごみを供給するために使用している。本クレーンバケットは、機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持し適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは、(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株)福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場（電話番号 06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水処理施設整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地の廃水処理施設は、最終処分場から生ずる浸出水を公共用水域等へ放流できる水質まで処理するための施設である。

設備を構成する機器や部品は海水、潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、廃水処理能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

北港処分地の廃水処理施設は、(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであることに加え、本整備工事は、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分に把握したうえで実施しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該処分地の廃水処理施設を設計・施工した会社以外では、本整備工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3353)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 1号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事（その2）

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

平野工場 1号炉において、ボイラー設備の閉塞等が発生し、1号炉の安定した運転が不可能な状態となっている。

現在、当工場は年末年始および定期整備工事に備えピットレベルを最低限に下げる必要があり、現状のままではピット状況が悪化していき、定期整備工事中における当工場の搬入受け入れが不可能になる。

以上のことから、構成市全体におけるごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、緊急的に復旧工事を行うものである。

今回故障した設備は、J F Eエンジニアリング（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事は、設備の特質を理論的、経験的に十分把握している必要があるため、設備を施工した事業者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体においても、一貫した責任と性能に係る保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは、本設備を設計、施工した J F Eエンジニアリング（株）に限られる。よって、J F Eエンジニアリング（株）と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場DCS設備更新工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

今回工事を行う舞洲工場DCS設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却・破砕処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。本工事は当該DCS設備について、基幹部分となる機器等を交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。当工場のDCS設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはDCS設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、更新後の設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場
(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 2号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

西淀工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。また、炉体設備の投入ホッパー水冷ジャケットにおいてもごみ処理を行う設備の主要な部分である。

今回、これらが故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから早急な復旧が必要であり、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

また、運転再開にあたって煙道内のばいじん等飛散防止のためフラッシングを併せて行うものである。

これらの設備は(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたもので、本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があるため、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場排ガス分析計修繕

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

今回修繕を行う東淀工場排ガス分析計は、24 時間連続で排ガス中の成分別の濃度を測定している装置である。

工場操業中の周辺環境への影響を最小限にとどめるには、正確な連続測定による適正な公害監視を行う必要があるため修繕を行うものである。

当工場の排ガス分析計は、富士電機株式会社において独自の技術により設計・設置されたものである。本修繕については排ガス分析計が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本排ガス分析計を設計・設置した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の排ガス分析計において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本排ガス分析計を設計・設置した富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、J F Eエンジニアリング (株) において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJ F Eエンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)